

放送大学学園業務運営計画・評価委員会規程

平成21年6月16日
放送大学学園規程第1号

改正 平成22年3月30日

(趣旨)

第1条 放送大学学園の業務運営計画の策定に関し総合的な審議を行うとともに、当該計画に基づく業務実績に関し適正な評価を行うため、放送大学学園業務運営計画・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 放送大学学園が行う業務について、中長期的視点から、基本指針及び基本的目標等を含む業務運営計画の原案を作成する。
- 二 放送大学学園が策定する業務運営計画に基づき、業務運営の実績に関し、別に定める外部有識者からなる委員会に報告する評価結果の原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事長が指名する理事
- 二 学長が指名する副学長
- 三 学長が指名する教授又は准教授若干名
- 四 事務局長
- 五 総合戦略企画室長
- 六 部長
- 七 学習センター支援室長
- 八 その他理事長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務担当の理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総合戦略企画室において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月16日から施行する。
- 2 放送大学学園業務実績評価委員会規程（平成15年放送大学学園規程第11号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月30日）

この規程は、平成22年3月30日から施行する。